【資料 2】

○岸和田市子ども・子育て会議規則

平成25年６月28日規則第75号

改正

平成29年３月27日規則第４号
令和２年３月31日規則第７号

岸和田市子ども・子育て会議規則

（趣旨）

第１条　この規則は、岸和田市附属機関条例（平成15年条例第１号）第４条の規定に基づき、岸和田市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　子ども・子育て会議の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する者をもって充てる。

（１）　子どもの保護者
（２）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
（３）　子ども・子育て支援に関して学識経験を有する者
（４）　関係機関又は関係団体から推薦を受けた者
（５）　公募した市民

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第４条　子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第６条　会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めるものとする。

（事務局）

第７条　子ども・子育て会議の事務局は、子ども家庭応援部子育て支援課に置く。

（その他）

第８条　この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成25年７月１日から施行する。

（会議招集の特例）

２　第５条第１項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合にあっては、市長が会議を招集する。

附　則（平成29年３月27日規則第４号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月31日規則第７号抄）

（施行期日）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。